

一般社団法人そらのこ保育園 行動計画

当園では、職員の仕事と子育ての両立のため、次のように行動計画を策定します。

1. 策定日 令和3年4月1日
2. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間
3. 内容

目標1：仕事と家庭の両立支援の環境整備として、以下の制度や取り組みを実施済み。全職員に周知する。

- ① 育児休業は、子が3歳になるまで取得可能なこと
- ② 育児休業を希望する職員に対して、育休復帰支援プランを作成すること
- ③ 所定外労働の免除制度は、子が小学校に入学するまで利用できること
- ④ 子の看護休暇は、子が中学校に入学するまで利用でき、時間単位で利用できること
- ⑤ 子育て中の女性職員が就業を継続し、活躍できるようにするための取り組み
 - ・働き続けていく上での悩みや心配事について、継続的に支援する。
 - ・管理職手前の職務についている女性職員を対象とした、管理職に必要な能力等付与のための研修会への参加を促す。

<対策> 令和3年4月～ 育児休業に入る職員に個別に説明する。
就業規則等を回覧し、契約職員を含む全職員に周知する。

目標2：心身ともに疲労をためない働き方のために、次の措置を実施する。

- ① 所定外労働の削減
フロアごと(0～2歳児担任、3～5歳児担任)の会議回数を増やし、報告・連絡・相談の場を増やし、工夫をする。
- ② 年次有給休暇の取得促進
取得予定計画や業務計画の共有、夏季、年末年始に年次有給休暇をつなげる。
比較的業務が落ち着いた時期に取得を促す。
- ③ 短時間正規職員制度の導入
正規職員的生活環境の変化に応じ、1日の所定労働時間が1時間以上短い短時間正規職員制度を導入。

<対策> 令和3年4月～ 各フロアで実施。管理者からの声掛け。
勤務体制確保のための工夫など、全体会議時に話し合う。
短時間正規職員制度について、全職員に周知する。
制度該当者については個別面談時等に希望を確認する。

目標3：地域貢献活動として、次の事項を実施する。

- ① 遊ぼう会の開催
季節に応じた遊びを親子で楽しみ、保護者同士の交流の場を提供する。
- ② 職場体験の受け入れ
地域の中学校に通う生徒の職場体験先として、受け入れを実施。

<対策> 令和3年4月～ 地域に呼びかける。
保育園卒業生へ情報の案内をする。